

BINGO DRONE FLIGHT GUIDANCE

安全に、安心して飛行できる備後圏域

CONTENTS

備後圏域の各地で、ドローンを活用した取組が行われています。今後も、皆さんが安全に、そして安心してドローンを活用いただけるよう、基本的な飛行ルールや活用事例、練習場所の紹介など必要な情報をとりまとめた「びんごドローンフライトガイド」を作成しました。備後でドローンライフをお楽しみください。



広がるドローンの活用シーン

- ・ドローンは、地域課題解決の一手段として注目されており、様々な場面で活用が進んでいます。
- ・備後圏域でドローンを活用することで、生活利便性の向上をめざします。

要チェック！ドローンのルール解説

- ・飛行ルールの基本を紹介します。
- ・飛行時において許可等が求められるシーンや申請先などをご確認ください。

飛行空域・場所に関する規制

- ・道路や川、公園など、ドローンを飛行させる場所によって、それらを管理する機関に飛行の可否等を確認する必要があります。
- ・飛行に関する許認可等の窓口もご確認ください。

飛行に関する相談窓口など

- ・ドローンの飛行に関する相談ができる団体を紹介합니다。

主なドローン練習場

- ・備後圏域にはドローンの飛行の練習ができる場所が多数あります。
- ・あなたのニーズに合った練習場を探してみたいかがでしょうか？

実証実験で活用の可能性を拡大

- ・ドローンの普及を促進するため、備後圏域の各地で実証実験が行われています。
- ・ドローンの可能性は広がっています！



広がるドローンの活用シーン



ドローン活用のこれまでとこれから

日本のドローンの活用は大幅に進み、利用シーンも幅が広がってきました。2010年（平成22年）～2015年（平成27年）頃はホビー用ドローンが爆発的に普及しました。そして、2016年（平成28年）は産業用ドローン元年とも言われ、関連産業は大きく成長しました。

近年は農業・測量・点検分野での普及が更に進むなど、ドローンの活躍の場は拡大し、誰もが活用できる環境も整備されてきました。

2022年（令和4年）には機体認証制度や操縦者の技能証明制度の新設、運航ルールの見直しができるなど、より安全な運行をめざしつつ、更なる用途の拡大が進められています。

産業用ドローンの分野も更に拡大していくことが予想されますが、社会に普及していくためには様々な課題があります。実証実験などにより、一般利用・商業利用の可能性が模索されています。

こうした取組を経て、地域課題の解決にドローンが一役買う場面が増えてくることが予想されます。



備後圏域で進むドローン活用

備後圏域では、様々な分野でドローンの活用が進んでいます。ドローンによって生活の利便性向上や安全・安心の確保が推進されています。各分野でのドローンの活用事例を紹介します。



観光・広報



交通



公共施設管理



防災



農林水産業



教育・人材育成

プロモーション動画の撮影

三原市



大和町のお試しサテライトオフィス及びその周辺環境をPRする動画の撮影をしました。

実施日 2021年（令和3年）10月1日

場所 白竜湖スポーツ村公園

実施主体 広島県中山間地域振興課

次期ごみ処理施設建設工事現場の撮影

福山市



次期ごみ処理施設建設工事現場において、工事期間中（1回／月）、ドローンで全景写真を撮影し、専用ホームページで公開しています。

実施日 2021年（令和3年）9月～

場所 福山市箕沖町

実施主体
・福山市環境施設課
・JFEエンジニアリング（株）

ばら公園の撮影

福山市



ばら公園のばらの開花状況をドローンにより撮影し、福山ばら祭オンライン企画のひとつとして配信しました。

実施日 2020年（令和2年）5月上旬

場所 ばら公園

実施主体 福山祭委員会

福山市観光PVの撮影

福山市



福山市を代表する観光地をドローンで撮影し、PVを作成しました。

実施日 2018年（平成30年）

場所 福山城・鞆の浦 ほか

実施主体 福山市観光課

福山城ハード整備の撮影

福山市



ハード整備によって変わりゆく福山城天守及び各櫓の整備状況，福山城公園の桜風景を撮影し，工事期間中のPR等に活用しました。

実施日 2020年（令和2年）12月7日～
2021年（令和3年）4月12日

場 所 福山城

実施主体 福山城築城400年記念事業実行委員会

マイクロドローンレース・オンラインレースの実施

府中市



市内の有志によるマイクロドローンレースを複数回実施しています。JapanDroneLeagueが主催する全国大会の開催も予定していましたが，コロナ感染症拡大の影響により中止となり，急遽オンラインレースを実施しました。

実施日 2021年（令和3年）9月1日

場 所 府中市内

実施主体 ・ふちゅう大学誘致の会
・府中市

花火大会のドローン中継

府中市



コロナ禍における花火大会の方法を模索し，ドローンを活用したWeb中継を主体とする花火大会を実施しました。

【動画URL】

<https://www.youtube.com/watch?v=HVD6PvCRkpA>

実施日 2021年（令和3年）10月30日

場 所 府中市桜が丘グラウンド

実施主体 備後国府祭り実行委員会

花火大会の撮影

神石高原町



花火大会において動画撮影を行いました。次年度の花火大会開催へのPR動画作成のデータとして活用を予定しています。

実施日 2021年（令和3年）12月4日

場 所 神石高原町内

実施主体 神石高原町ドローン活用研究会

渋滞状況の確認		福山市
	上空から動画を撮影することにより、渋滞状況や交差点の右左折率などの解析を行いました。	
	実施日	2021年（令和3年）11月
	場 所	福山市明神町
	実施主体	福山市福山道路・幹線道路課

屋根防水工事における現場確認

三原市



陸上競技場の屋根防水工事における施工場所の現場確認をしました。

実施日 2018年（平成30年）

場所 三原運動公園 陸上競技場

実施主体 三原市都市開発課

市営住宅の点検

福山市



屋上や外壁の点検を実施しました。目視では見つけることが難しい不良の発見や、安全性の向上・作業時間の短縮等につなげました。

実施日 2021年（令和3年）3月ほか

場所 福山市内 市営住宅

実施主体 福山市住宅課

埋立地の測量

福山市



箕沖埋立地と慶応浜埋立地において、コンサルタント業者による、ドローンを用いたのUAVレーザー測量を行い、地形を3D化するなどの測量業務を実施しました。

実施日 2020年（令和2年）9月～
2021年（令和3年）3月

場所 福山市箕沖町・柳津町

実施主体
・福山市環境施設課
・復建調査設計株式会社

神石高原町役場庁舎・神石高原町立病院建設記録撮影

神石高原町




神石高原町役場庁舎及び神石高原町立病院の建設記録撮影を月2回行っています。撮影は町内のドローン活用団体がボランティアで撮影しています。


実施日 2021年（令和3年）1月27日～

場所 神石高原町内

実施主体
・神石高原町未来創造課
・神石高原町建設課
・神石高原町ドローン活用研究会

救助訓練の撮影		三原市
	少年消防クラブ活動の研修として、三原消防署の救助訓練を撮影しました。	
	実施日	2021年（令和3年）11月25日
	場所	三原消防署敷地内 訓練場
	実施主体	三原市消防本部

消防活動の連携訓練		尾道市
	ドローンを活用した情報収集訓練を実施しました。また、2020年度（令和2年度）震災対応訓練で、ドローンを活用した救助活動訓練を実施しました。	
	実施日	2021年（令和3年）1月17日 2021年（令和3年）3月7日
	場所	尾道消防防災センター訓練場
	実施主体	・尾道市消防局 ・株式会社モー・チェ

防災重点ため池		福山市
	管理者不明の防災重点ため池のうち、山中にあるなど現地の点検が困難なため池について、貯水状況等の確認を実施しました。	
	実施日	2021年（令和3年）6月ほか
	場所	福山市内防災重点ため池 10か所
	実施主体	福山市農林整備課

消防活動の連携訓練

福山市



情報収集訓練・スピーカー機能を使用した避難誘導等を検証する訓練を実施しました。

実施日 2021年（令和3年）2月3日

場 所 福山市北本庄

実施主体
 ・福山地区消防組合
 ・広島県ドローン協会

消防活動の連携訓練

福山市



水難救助における要救助者の搜索を検証する訓練を実施しました。

実施日 2021年（令和3年）10月15日

場 所 福山市駅家町内の池

実施主体
 ・福山地区消防組合
 ・株式会社エールリンクス

ドローンを活用した職員防災訓練の実施

府中市



災害図上訓練にドローンを活用して、災害現場の確認を行いました。

実施日 2019年（令和元年）5月26日

場所 府中市役所及び土生町

実施主体 府中市危機管理室

災害時協定の締結

府中市



災害時における現場確認に有効であるドローンでの撮影について、ドローンを活用した防災活動を行っている団体と協定を締結し、災害時に速やかな対応がとれる体制を整えました。

実施日 2021年（令和3年）9月1日

場所 府中市役所

実施主体

- ・府中市
- ・一般社団法人DPCA
- ・一般社団法人地域再生・防災ドローン利活用推進協会

林野火災の被害状況の把握

神石高原町




林野火災において、ドローンにより火災の延焼方向や被害規模の把握を行いました。


実施日 2021年（令和3年）6月1日


場所 神石高原町内


実施主体


- ・神石高原町未来創造課
- ・神石高原町ドローン活用研究会

農薬散布等		三原市
	JAと事業者が連携し、ドローンによる農薬散布等作業を行っています。	
	実施日	2018年（平成30年）7月2日～
	場所	三原市内
	実施主体	JA（事業者と連携）


カワウの生息数・営巣数調査		三原市
	カワウによる水産被害防止のため、広島県・三原市漁協（内水面・海水面）・三原市で連携し、カワウの生息数・営巣数の調査を行いました。	
	実施日	2022年（令和4年）1月25日，2月25日
	場所	三原市内
	実施主体	三原市


目視が困難な農地の利用状況確認		尾道市
	立ち入りが困難な農地の利用状況をドローンの空撮を用いて確認しました。 実施回数：2020年度（令和2年度）1回 2021年度（令和3年度）9回	
	実施日	2021年（令和3年）8月19日ほか
	場所	尾道市内
	実施主体	・大信産業株式会社 ・尾道市農業委員会


発掘調査現場(伝吉田寺跡)及び備後国府跡の記録		府中市
	<p>発掘調査現場や市街地に広がる備後国府跡の近景・遠景について、空中から写真撮影しました。記録として、発掘調査報告書に掲載し、出前講座やサテライト国府展等にて活用しています。</p>	
	実施日	2018年(平成30年)12月9日
	場所	府中市府中町・本山町ほか
	実施主体	府中市教育政策課文化財室


発掘調査現場(砂山地区)及び備後国府跡の記録		府中市
	<p>発掘調査現場や市街地に広がる備後国府跡の近景・遠景について、空中から写真撮影しました。記録として、発掘調査報告書に掲載し、出前講座やサテライト国府展等にて活用しています。</p>	
	実施日	2019年(令和元年)9月19日
	場所	府中市元町ほか
	実施主体	府中市教育政策課文化財室


発掘調査現場(伝吉田寺跡)及び備後国府跡の記録		府中市
	<p>発掘調査現場や市街地に広がる備後国府跡の近景・遠景について、空中から写真及び動画撮影しました。記録として、発掘調査報告書に掲載し、出前講座やサテライト国府展等にて活用しています。</p>	
	実施日	2021年(令和3年)3月15日
	場所	府中市元町ほか
	実施主体	府中市教育政策課文化財室


発掘調査現場(八反田地区), 古代山陽道の路線及び南小学校6年生遺跡体験の状況撮影		府中市
	発掘調査現場や市街地に広がる古代山陽道の路線について、空中から写真及び動画撮影しました。記録として、発掘調査報告書に掲載し、出前講座やサテライト国府展等にて活用しています。南小の学習でも活用しています。(学習映像作成)	
	実施日	2021年(令和3年)6月28日
	場所	府中市府川町ほか
	実施主体	府中市教育政策課文化財室


発掘調査現場(市街地遺跡群)の記録		府中市
	発掘調査現場を空中から写真及び動画撮影しました。記録として、発掘調査報告書に掲載します。	
	実施日	2021年(令和3年)11月11日
	場所	府中市元町(北川鉄工所敷地)ほか
	実施主体	府中市教育政策課文化財室

ドローン操縦体験会		府中市
	「ドローンに興味はあるけど誰に相談したらいいかわからない」「子どもと一緒に飛ばしてみたい」そんな初心者も歓迎のドローン操縦体験会を実施しています。	
	実施日	毎月第3土曜日
	場所	古府の森スポーツグラウンド体育館
	実施主体	ツシマエレクトリック

ドローン講習会		府中市
	ドローンの各種ライセンスが取得できる講習会を実施し、ドローンを安全に飛ばすために必要となる法律等の知識の習得や実地訓練を行っています。	
	実施日	不定期
	場所	古府の森スポーツグラウンド体育館ほか
	実施主体	・ ツシマエレクトリック ・ 一般社団法人地域再生・防災ドローン利活用推進協会

義務教育におけるプログラミング教育への活用		府中市
	2020年度（令和2年度）から始まった義務教育でのプログラミング教育において、ドローンを活用しています。	
	実施日	2020年（令和2年）～
	場所	府中市立小・中学校
	実施主体	府中市教育委員会

ドローンに特化したファブラボの設置		府中市
	ドローンの操縦体験、3Dプリンタ等によるマイクロドローンの部品製作、ドローンレーサーの操縦練習等が行えるファブラボを設置しました。毎週火曜日には近隣からレーサーが集まり腕を磨き、情報交換も行っています。	
	実施日	2019年（令和元年）8月～
	場所	道の駅びんご府中
	実施主体	・ ふちゅう大学誘致の会 ・ 府中市

市内高等学校でのドローン授業の実施		府中市
<p>地に密着した教育内容</p> <p>府中市の目指す「ドローンに関する産業・文化の人材育成」に寄与することを目的とし、ドローンのパイロット資格（「ドローン国際アソシエーションオープンスカイパイロット」）取得を目指した講座を開講しています。</p> 	<p>ドローンを活用した部活を設立しました。それに要する費用については、ふるさと納税を利用したガバメントクラウドファンディングによって調達しています。</p> <p>また、ライセンスの取得をめざした講座の開設や、学校紹介の映像も作成しています。</p>	
	実施日	2020年（令和2年）～
	場 所	広島県立府中東高等学校
	実施主体	広島県立府中東高等学校

市内学校におけるドローンの寄附とドローン部の設立		府中市
	<p>市内企業からドローンの寄附があり、生徒がドローン部を設立しました。校内行事の撮影、編集などを行っています。</p>	
	実施日	2020年（令和2年）～
	場 所	府中市立第一中学校
	実施主体	府中市立第一中学校



飛行ルールの対象となるドローン等とは？

ドローン等を飛行させるためには、様々なルールが設けられています。この飛行ルールの対象となるドローン等についても規定があり、「人が乗ることができない飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの」のうち、機体本体の重量とバッテリーの重量の合計が100g以上のものが対象となります。

なお、100g未満の重量のものを、空港等周辺で飛行させることや、高高度で飛行させることは、「航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為」として、航空法第134条の3の規制を受け、飛行の許可等が必要となる可能性があります。

また、航空法の他に、関係法令及び地方自治体が定める条例等の規制もあります。

※ドローンの制度は発展途上であり、**今後も**制度の改正等が予定されています。
最新の情報を把握し、適切な飛行を心掛けてください。

※2022年（令和4年）6月20日から、重量100g以上の機体が「無人航空機」の取り扱い
に変わり、航空法の様々な規制の対象になりました。





ドローン等の飛行ルール

ドローン等を飛行させるためのルールには、様々なものがあります。飛行させる場所にかかわらず、無人航空機を飛行させる場合には、以下のルールを守ることが必要です。

- ① アルコール又は薬物等の影響下で飛行させないこと
- ② 飛行前確認を行うこと
- ③ 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するよう飛行させること
- ④ 他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと
- ⑤ 日中（日出から日没まで）に飛行させること
- ⑥ 目視（直接肉眼による）範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること
- ⑦ 人（第三者）又は物件（第三者の建物、自動車など）との間に30m以上の距離を保って飛行させること
- ⑧ 祭礼、縁日など多数の人が集まる催しの上空で飛行させないこと
- ⑨ 爆発物など危険物を輸送しないこと
- ⑩ 無人航空機から物を投下しないこと

※ ⑤～⑩のルールについては、地方航空局長の承認を受けることで飛行可能となる場合があります。

<遵守事項>



（飲酒時の飛行禁止）



（飛行前確認）



（衝突予防）

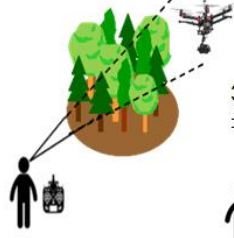


（危険な飛行の禁止）

<承認が必要となる飛行の方法>



（夜間飛行）



（目視外飛行）



（30m未満の飛行）



（イベント上空飛行）



（危険物輸送）



（物件投下）

出典:国土交通省ウェブサイト

(https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000041.html#houhou)

搜索又は救助のための特例について

飛行禁止空域及び承認が必要となる飛行の方法⑤～⑩の飛行ルールについては、事故や災害時に、国や地方自治体、また、これらの者の依頼を受けた者が搜索又は救助を行うために無人航空機を飛行させる場合については、適用されないこととなっています。

一方、この特例が適用された場合であっても、航空機の航行の安全や地上の人等の安全が損なわれないよう、必要な安全確保を自主的に行う必要があります。詳細は国土交通省の以下の運用ガイドラインを参照しつつ、必要な安全確保を行うようにして下さい。

[航空法第132条の3の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン](#)




飛行空域・場所に関する規制






ドローン飛行の対象空域における許認可の必要性

ドローン等を飛行させる上で、以下の空域においては、それぞれに規制が設けられています。
場合によっては許認可が必要な空域もありますので、飛行前に確認し、必要な申請を行ってください。

対象空域	許認可の必要性
(A) 空港等の周辺の空域 	○航空法により規制されており、地方航空局・各空港事務所に無人航空機の飛行許可承認手続が必要
(B) 緊急用務空域 	○(A)(C)(D)の許可があっても飛行不可。 ※飛行の目的が「災害等の報道取材やインフラ点検・保守など『緊急用務空域』の指定の変更又は解除を待たずして飛行させることが真に必要と認められる飛行」に限り、新たに国土交通大臣の飛行許可を取得すれば飛行可
(C) 地表又は水面から150m以上の高さの空域 	○航空法により規制されており、地方航空局・各空港事務所に無人航空機の飛行許可承認手続が必要
(D) 人口集中地区の上空 ※屋内・ネット等で囲われた場所は適用外 	○航空法により規制されており、地方航空局・各空港事務所に無人航空機の飛行許可承認手続が必要

(A)～(D)以外の上空

対象空域	許認可の必要性
<p>私有地等</p> 	<p>○所有者の許可が必要（概ね300mまで）</p>
<p>道路</p> 	<p>○道路上で離着陸を行う場合は道路交通法上の「道路使用許可申請書」が必要 ○道路の上空を飛行するだけなら他の規制に抵触しない場合は許可等は不要（一般交通に影響を与える可能性がある場合は道路使用許可申請が必要） ・管轄する警察署（署長）</p>
<p>鉄道・線路</p> 	<p>○私有地上空に含まれるため、飛行に際しては事前に許諾が必要 ・鉄道事業者</p>
<p>河川</p> 	<p>○河川敷は公有地・民有地があるため、所有者・管理者の許可が必要な場合あり ○河川上空を飛行するだけなら他の規制に抵触しない場合は許可等は不要 ・広島県、岡山県及び各市町の河川管理担当課</p>
<p>海上</p> 	<p>○海上に作業船の配置や工作物の設置など、船舶交通に影響を及ぼすおそれがある場合は許可が必要な場合あり ○海上空を飛行するだけなら他の規制に抵触しない場合は許可等は不要 ・管轄する海上保安部署</p>
<p>海岸</p> 	<p>○海岸は海岸管理者の管理行為の規制を受けるため、管理者の許可が必要な場合あり ・広島県、岡山県及び各市町の海岸管理担当課</p>
<p>港湾</p> 	<p>○港湾は港湾管理者の管理行為の規制を受けるため、管理者の許可が必要な場合あり ・広島県、岡山県及び各市町の港湾施設管理担当課</p>
<p>森林</p> 	<p>○国有林は森林管理署等に「入林届」の提出が必要 ○「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン」に沿って、操縦者等が国有林内に立ち入らずに、無人航空機が上空を通過する場合には、届出は不要 ○県有林は広島県・岡山県ともに条例なし ○民有林は私有地と同様</p>
<p>公園・運動場 等</p> 	<p>○施設管理者によって規制が定められており、規制によって許可が必要な場合あり ※連絡先は条例等で規制する飛行制限区域を参照</p>

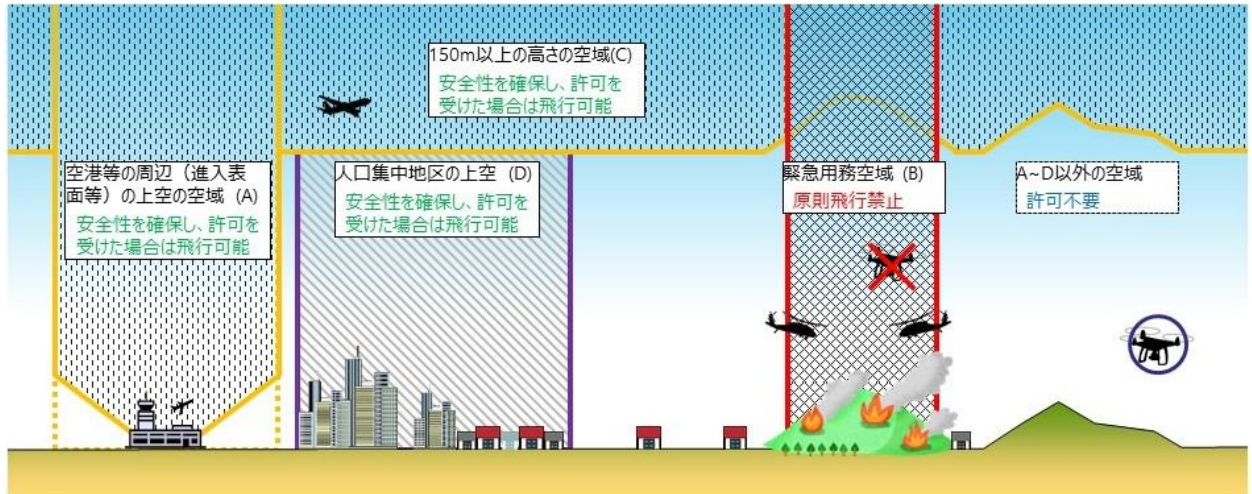


航空法により、飛行の許可が必要となる空域

航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれのある空域や、落下した場合に地上の人などに危害を及ぼすおそれが高い空域において、無人航空機を飛行させる場合には、あらかじめ、国土交通大臣（申請先は飛行エリアを管轄する地方航空局・空港事務所）の許可を受ける必要があります。

飛行制限のある空域について以下の図を使って説明します。

図 無人航空機の飛行の許可が必要となる空域



- (A) (B) (C) …… 航空機の航行の安全に影響をおよぼすおそれがある空域（法132条第1項第1号）
- (D) …… 人または家屋の密集している地域の上空（法132条第1項第2号）

※空港等の周辺、150m以上の空域、人口集中地区（DID）上空の飛行許可（包括許可含む。）があっても、緊急用務空域を飛行させることはできません。無人航空機の飛行をする前には、飛行させる空域が緊急用務空域に設定されていないことを確認してください。（令和3年6月1日施行）

出典：国土交通省ウェブサイト

(https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000041.html#kuuiki)

(A) 空港等の周辺の空域

空港等の周辺の空域は、空港やヘリポート等の周辺に設定されている進入表面、転移表面若しくは水平表面又は延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域、（進入表面等がない）飛行場周辺の、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域です。

また、実際に飛行させたい場所が「空港等の周辺の空域」に該当するか否かは、以下のサイトをご確認ください。

● [進入表面等の設定状況（広域図・詳細図）](#)

● [国土地理院「地理院地図」](#)

- ※ 1. これらの図面には誤差が含まれている場合がありますので、境界付近で飛行させようとする場合には、飛行させようとする場所が「(A) 空港等の周辺の空域」に該当する否かについては、必ず空港等の管理者等に確認してください。
2. 空港等の周辺に該当する場合は、場所毎に飛行させることが可能な高さが異なりますので、該当する空港等の管理者等に飛行可能な高さをお問い合わせください。

(B) 緊急用務空域

警察、消防活動等緊急用務を行うための航空機の飛行が想定される場合に、無人航空機の飛行を原則禁止する空域（緊急用務空域）が指定されます。

指定された空域に関しては、[国土交通省のホームページ・航空局 無人航空機 Twitter](#)にて公示されます。

空港等の周辺の空域、地表又は水面から150m以上の高さの空域、または人口集中地区の上空の飛行許可があっても、緊急用務空域を飛行させることはできません。

(C) 地表又は水面から150m以上の高さの空域

地表又は水面から150m以上の高さの空域を飛行させる場合には、許可申請の前に空域を管轄する管制機関と調整を行ってください。

(D) 人口集中地区の上空

人口集中地区は、5年毎に実施される国勢調査の結果から一定の基準により設定される地域です。当該地区については、「[人口集中地区境界図について](#)」（総務省統計局ホームページ）をご参照ください。

また、実際に飛行させたい場所が「人口集中地区」に該当するか否かは、以下サイトを利用してご確認ください。

● [「地理院地図」（国土地理院）](#)

● [「地図で見る統計（jSTAT MAP）」（e-Stat 政府統計の総合窓口）](#)

● [【参考】jSTAT MAPによる人口集中地区の確認方法](#)



備後圏域市町が条例等で規制する飛行制限区域

備後圏域においてドローン等を飛行させる上で、市町の条例により制限されている空域があります。
対象空域での飛行をお考えの方は、飛行前に確認し、担当課に必要な申請を行ってください。

三原市

公共施設等	
飛行が制限される場所	三原市内の学校施設
条例名・関連法令名等	三原市公有財産規則
概要	学校施設内でドローンを飛行させるには、三原市公有財産規則第19条（目的外使用の制限）第1項第1号～第8号に該当し、内容について学校活動上支障無いと判断された場合にのみ、飛行させることが可能です。 （事前に許可が必要です）
問合せ先	三原市教育委員会教育振興課 tel：0848-67-6231 mail： kyoikushinko@city.mihara.hiroshima.jp
公園・運動施設等	
飛行が制限される場所	三原市内の都市公園
条例名・関連法令名等	三原市都市公園条例
概要	都市公園で無人航空機（ドローン等）を飛行させることは、他の公園利用者に危害が及んだり、公園施設が破損するなど、公園の利用及び管理に支障となる可能性があるため「原則禁止」としています。 ドローンの飛行を行う必要がある場合は、事前に本市の許可が必要です。
問合せ先	三原市都市開発課 tel：0848-67-6116
飛行が制限される場所	三原市内のスポーツ施設
条例名・関連法令名等	各スポーツ施設の設置及び管理条例
概要	各スポーツ施設の利用に当たっては、あらかじめ利用許可を受けなければなりません。飛行の目的等によっては、必要な条件を付したり、禁止することがあります。
問合せ先	三原市教育委員会スポーツ振興課 tel：0848-64-7219 mail： sports@city.mihara.hiroshima.jp

公共施設等

飛行が制限される場所	尾道市内の学校施設及び旧学校施設
条例名・関連法令名等	尾道市立学校施設等使用条例
概要	社会教育その他公益を目的とする活動に限り、使用を許可しており、学校施設の管理上から、ドローンの飛行は原則お断りしています。ただし、市の主催・後援事業等、特別の理由があると認められた場合に許可する場合があります。
問合せ先	尾道市教育委員会庶務課 tel : 0848-20-7400 mail : shomu@city.onomichi.hiroshima.jp 因島瀬戸田地域教育課 tel : 0845-26-6204 mail : innoshima.kyoiku@city.onomichi.hiroshima.jp

公園・運動施設等

飛行が制限される場所	尾道市内の都市公園
条例名・関連法令名等	尾道市都市公園条例
概要	都市公園で無人航空機（ドローン等）を飛行させることは、他の公園利用者に危害が及んだり、公園施設が破損するなど、公園の利用及び管理に支障となる可能性があるため「原則禁止」としています。 ドローンの飛行を行う必要がある場合は、事前に本市の許可が必要です。
問合せ先	尾道市維持修繕課 tel : 0848-38-9273 mail : iji@city.onomichi.hiroshima.jp 尾道市因島総合支所施設管理課 tel:0845-26-6202 mail: innoshima.sisetu@city.onomichi.hiroshima.jp 尾道市瀬戸田支所しまおこし課 tel:0845-27-2213 mail: std.okoshi@city.onomichi.hiroshima.jp

飛行が制限される場所	尾道市内のスポーツ施設
条例名・関連法令名等	尾道市市民スポーツ広場設置及び管理条例等
概要	広く市民がスポーツに親しむ場を提供するために設置した施設であり、お問い合わせがあった際、持ち込み・飛行させることは基本的にお断りしています。 ただし、瀬戸田町地域にある2箇所の体育館については、条件等の整理を行っているため行政財産の目的外使用を認める場合があります。 その他市内のスポーツ施設についても、ドローンの飛行は原則お断りしています。
問合せ先	尾道市教育委員会生涯学習課 tel : 0848-20-7499 mail : sposhin@city.onomichi.hiroshima.jp 尾道市因島瀬戸田地域教育課 tel : 0845-26-6204 mail : innoshima.kyoiku@city.onomichi.hiroshima.jp

公共施設等	
飛行が制限される場所	福山市立小学校，中学校，義務教育学校及び高等学校
条例名・関連法令名等	福山市立学校施設使用規則
概要	福山市立学校施設使用規則に基づき，学校教育に支障のない範囲内で使用する場合に限り，飛行させることが可能です。ただし，事前に許可を得る必要があります。
問合せ先	飛行する地域の学校
公園・運動施設等	
飛行が制限される場所	福山市内の都市公園
条例名・関連法令名等	福山市都市公園条例
概要	都市公園内での無人航空機（ドローン等）の飛行は，他の公園利用者に危害が及んだり，公園施設が破損するなどの可能性があるため「原則禁止」です。ただし，やむを得ずドローン等の飛行を行う必要がある場合は，事前にご相談ください。
問合せ先	福山市公園緑地課 tel：084-928-1095 mail： kouen-ryokuchi@city.fukuyama.hiroshima.jp
港湾等	
飛行が制限される場所	内海フィッシャリーナ施設内
条例名・関連法令名等	福山市フィッシャリーナ条例
概要	内海フィッシャリーナの管理運営上支障があると認めるときは，使用許可を制限する場合があります。ドローン等の飛行を行う必要がある場合は，事前にご相談ください。
問合せ先	福山市港湾河川課 tel：084-928-1260 mail： kouwan-kasen@city.fukuyama.hiroshima.jp
飛行が制限される場所	福山市内の港湾施設
条例名・関連法令名等	福山市漁港管理条例・福山市港湾施設管理条例
概要	福山市内の港湾施設での無人航空機（ドローン等）の飛行は，利用者に危害が及んだり，施設が破損するなどの可能性があるため「原則禁止」です。ただし，やむを得ずドローン等の飛行を行う必要がある場合は，事前にご相談ください。
問合せ先	福山市港湾河川課 tel：084-928-1260 mail： kouwan-kasen@city.fukuyama.hiroshima.jp

公共施設等	
飛行が制限される場所	府中市こどもの国敷地内
条例名・関連法令名等	府中市こどもの国条例
概要	ドローン等を飛行させることは、他人に危害を及ぼす可能性があるため、「原則禁止」としています。
問合せ先	府中市女性子ども課 tel：0847-43-7139
公園・運動施設等	
飛行が制限される場所	府中市羽高湖サン・スポーツランド及び森林公園 ※多目的グラウンド及び多目的広場以外
条例名・関連法令名等	府中市羽高湖サン・スポーツランド設置及び管理条例 府中市羽高湖森林公園設置及び管理条例
概要	他人に危害を及ぼす危険な行為をすることとして、グラウンドや多目的広場以外での飛行を禁止しています。 グラウンド等での飛行を希望される方はご連絡ください。
問合せ先	府中市商工労働課 tel：0847-43-7190 府中市農林課 tel：0847-43-7131
飛行が制限される場所	お祭り広場，みんなの公園
条例名・関連法令名等	府中市多目的広場設置及び管理条例
概要	ドローン等を飛行させることは、他人に危害を及ぼす可能性があるため、「原則禁止」としています。
問合せ先	府中市観光課 tel：0847-43-7141 mail： kanko@city.fuchu.hiroshima.jp
飛行が制限される場所	府中市内の都市公園
条例名・関連法令名等	府中都市公園条例
概要	危険のおそれのある行為又は他人の迷惑になるような行為をすることとして、「原則禁止」としています。ただし、市長が認めるときは飛行させることが可能です。
問合せ先	府中市土木課施設係 tel：0847-43-7236
飛行が制限される場所	府中市内の体育施設
条例名・関連法令名等	府中市体育施設設置及び管理に関する条例
概要	体育施設の使用にあたっては予め申請許可を受けなければなりません。飛行の目的等によっては必要な条件を付したり、禁止することがあります。
問合せ先	府中市地域振興課 tel：0847-43-7251 mail： chiikisinko@city.fuchu.hiroshima.jp

観光施設等	
飛行が制限される場所	三郎の滝，河佐峡，矢野温泉公園四季の里
条例名・関連法令名等	府中市観光地設置及び管理条例
概要	ドローン等を飛行させることは，他人に危害を及ぼす可能性があるため，「原則禁止」としています。
問合せ先	府中市観光課 tel：0847-43-7141 mail： kanko@city.fuchu.hiroshima.jp
飛行が制限される場所	翁座
条例名・関連法令名等	府中市翁座の設置及び管理に関する条例
概要	ドローン等を飛行させることは，他人に危害を及ぼす可能性があるため，「原則禁止」としています。
問合せ先	府中市観光課 tel：0847-43-7141 mail： kanko@city.fuchu.hiroshima.jp
飛行が制限される場所	恋しき
条例名・関連法令名等	府中市恋しき設置及び管理条例
概要	ドローン等を飛行させることは，他人に危害を及ぼす可能性があるため，「原則禁止」としています。
問合せ先	府中市観光課 tel：0847-43-7141 mail： kanko@city.fuchu.hiroshima.jp



無人航空機登録制度

2022年（令和4年）6月20日より無人航空機の登録制度が始まり、100グラム以上の登録していない無人航空機の飛行は禁止となります。
※25kg以上の機体は25mm以上、25kg未満の機体は3mm以上の文字の高さでマジックやシールなどで表示

ただし、機体の使用が確定していない段階における研究開発のために飛行させる機体や、製造過程において飛行させる機体については、あらかじめ国土交通大臣に飛行区域や当該区域上空で飛行させる機体情報などを届け出ることによって、無人航空機の登録を不要とすることができます。

詳細や登録方法については、以下サイトを利用してご確認ください。

- [「無人航空機登録ポータルサイト」](#)（国土交通省）



JU3226ABCDE



リモートIDの搭載

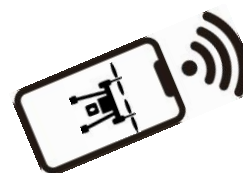
無人航空機の登録義務化に伴い、機体への物理的な登録記号の表示に加え、2022年（令和4年）6月20日より、識別情報を電波で遠隔発信するリモートID機能を機体に備えなければなりません。

ただし、以下の飛行を行う場合は、リモートID機器などの登録が免除されます。

- ・無人航空機の事前登録受付が開始する2021年（令和3年）12月20日から2022年（令和4年）6月19日までの事前登録期間中に手続きを行った無人航空機
- ・あらかじめ国に届け出たリモートID特定区域の上空で行う飛行であって、無人航空機の飛行を監視するための補助者の配置、区域の範囲の明示などの必要な措置を講じた上で行う飛行

- [「リモートID特定区域の届出要領」](#)（国土交通省）

- ・十分な強度を有する紐など（長さが30m以内）により係留して行う飛行
- ・警察庁、都道府県警察または海上保安庁が警備その他の特に秘匿を必要とする業務のために行う飛行





許認可申請先

飛行に関する許認可などの窓口をとりまとめました。ご活用ください。

(A)空港等の周辺の空域 (C)地表又は水面から150m以上の高さの空域
(D)人口集中地区の上空

広島空港事務所

住所	〒729-0416 広島県三原市本郷町善入寺字平岩64-34 航空管制運航情報官
電話番号	0848-86-8654
メール	cab-unjou-z46hh@mlit.go.jp
備考	執務時間（07:30-21:30）外は福岡空港事務所に連絡

大阪航空局

住所	〒540-8559 大阪府大阪市中央区大手前四丁目-1-76 大阪合同庁舎第4号館 大阪航空局 保安部 運用課
電話番号	06-6949-6609
メール	cab-wmujin-daihyo@mlit.go.jp
備考	執務時間（平日09:00～17:00）外は関西空港事務所に連絡

河川(国管理)

福山河川国道事務所

住所	〒720-0031 福山市三吉町四丁目4番13号 占用調整課
電話番号	084-923-2511

芦田川河口堰管理支所

住所	〒721-0957 福山市箕島町字釣ヶ端山367-3
電話番号	084-953-8048

芦田川出張所

住所	〒720-0077 福山市南本庄五丁目3-12
電話番号	084-923-8478

八田原ダム管理所

住所	〒729-3301 世羅郡世羅町大字小谷字苦谷山1100-1
電話番号	0847-24-0490

河川(県管理)

東部建設事務所

住所	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1 東部建設事務所管理課管理第二係
電話番号	084-921-1311

東部建設事務所三原支所

住所	〒723-0015 三原市円一町二丁目4-1 東部建設事務所三原支所管理課管理第二係
電話番号	0848-64-4264

井笠地域事務所

住所	〒714-8502 笠岡市六番町2-5 岡山県備中県民局建設部井笠地域管理課
電話番号	0865-69-1634

海上

尾道海上保安部

住所	〒722-0002 尾道市古浜町27-13 交通課
電話番号	0848-22-2109

福山海上保安署

住所	〒721-0962 福山市東手城町二丁目-18-3
電話番号	084-943-5950

水島海上保安部

住所	〒721-0962 倉敷市水島福崎2-15 港湾合同庁舎 航行安全課
電話番号	086-444-2967

飛行に関する相談窓口など

ドローンで困ったときの相談窓口や飛行に関する許認可などの窓口をとりまとめました。ご活用ください。

相談窓口

ドローン団体等

[一般社団法人広島県ドローン協会](#)

住所	〒720-0043 広島県福山市船町6-20 株式会社夢絆社中 ウエスギビル4階
メール	uesugi.kirin.co.1869@outlook.com

[一般社団法人瀬戸内ドローン推進協議会](#)

住所	〒721-0961 広島県福山市明神町一丁目4番15号（門井商店内）
メール	info@setouchi-drone.org

[一般社団法人岡山県ドローン協会](#)

住所	〒700-0977 岡山県岡山市北区問屋町9-101 タイルビル3F
メール	info@okayama-drone.or.jp

市町 ※飛行の場所・内容に応じて担当課が異なりますので、ご了承ください。

三原市

住所	〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号 三原市役所 経営企画課
電話番号	0848-67-6270

尾道市

住所	〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号 尾道市役所 政策企画課
電話番号	0848-38-9316

福山市

住所	〒720-8501 福山市東桜町3-5 福山市役所 企画政策課
電話番号	084-928-1012

府中市

住所	〒726-8601 府中市府川町315番地 府中市役所 政策企画課
電話番号	0847-43-7239

世羅町

住所	〒722-1192 世羅町大字西上原123番地1 世羅町役場 代表
電話番号	0847-22-1111

神石高原町

住所	〒720-1522 神石高原町小畠1701番地 神石高原町役場 未来創造課
電話番号	0847-89-3332

笠岡市

住所	〒714-8601 笠岡市中央町1番地の1 笠岡市役所 企画政策課
電話番号	0865-69-2110

井原市

住所	〒715-8601 井原市井原町311番地1 井原市役所 企画振興課
電話番号	0866-62-9504



主なドローン練習場

備後圏域には、ドローンの練習等が可能な施設があります。
お住まいの地域にある練習場やお気に入りの設備などがある練習場を探
してみてもはいかがでしょうか？



1	やまみ三原運動公園 陸上競技場 三原市沼田東町釜山10253番地1
使用可能施設	やまみ三原運動公園 陸上競技場
問合せ窓口	やまみ三原運動公園
電話番号	0848-66-3900
備考	ドローンの飛行訓練で使用する場合は、全面利用としてください。
2	リージョンプラザ 主体育館 三原市円一町二丁目1番1号
使用可能施設	リージョンプラザ 主体育館
問合せ窓口	リージョンプラザ
電話番号	0848-64-7555
備考	ドローンの飛行訓練で使用する場合は、全面利用としてください。
3	リージョンプラザ 副体育館 三原市円一町二丁目1番1号
使用可能施設	リージョンプラザ 副体育館
問合せ窓口	リージョンプラザ
電話番号	0848-64-7555
備考	ドローンの飛行訓練で使用する場合は、全面利用としてください。
4	白竜湖スポーツ村公園 白竜ドーム 三原市大和町和木1026番地3
使用可能施設	白竜湖スポーツ村公園 白竜ドーム
問合せ窓口	白竜湖スポーツ村公園
電話番号	0847-34-0965
備考	ドローンの飛行訓練で使用する場合は、全面利用としてください。
5	白竜湖スポーツ村公園 総合運動場 三原市大和町和木1026番地3
使用可能施設	白竜湖スポーツ村公園 総合運動場
問合せ窓口	白竜湖スポーツ村公園
電話番号	0847-34-0965
備考	ドローンの飛行訓練で使用する場合は、全面利用としてください。
6	久井運動公園 B&G海洋センター体育館 三原市久井町坂井原10409番地3
使用可能施設	久井運動公園 B & G海洋センター体育館
問合せ窓口	久井運動公園
電話番号	0847-32-6955
備考	ドローンの飛行訓練で使用する場合は、全面利用としてください。
7	久井運動公園 自由広場 三原市久井町坂井原10409番地3
使用可能施設	久井運動公園 自由広場
問合せ窓口	久井運動公園
電話番号	0847-32-6955
備考	ドローンの飛行訓練で使用する場合は、全面利用としてください。

1	エフピコアリーナふくやま(福山市総合体育館) 福山市千代田町一丁目1-2	
	使用可能施設	エフピコアリーナふくやま(福山市総合体育館)
	問合せ窓口	公益財団法人福山市スポーツ協会 エフピコアリーナふくやま
	電話番号	084-981-3050
	備考	ドローンの飛行訓練で使用する場合は全面利用としてください。 問合せ先へ事前相談が必要です。

2	福山通運ローズアリーナ(福山市緑町公園屋内競技場) 福山市緑町2-2	
	使用可能施設	福山通運ローズアリーナ(福山市緑町公園屋内競技場)
	問合せ窓口	公益財団法人福山市スポーツ協会 福山通運ローズアリーナ総務企画課
	電話番号	084-927-9910
	備考	ドローンの飛行訓練で使用する場合は全面利用としてください。 問合せ先へ事前相談が必要です。

3	松永運動場 福山市神村町若木原237番地	
	使用可能施設	松永運動場
	問合せ窓口	公益財団法人福山市スポーツ協会 松永健康スポーツセンター
	電話番号	084-934-7717
	備考	ドローンの飛行訓練で使用する場合は全面利用としてください。 問合せ先へ事前相談が必要です。

4	沼隈運動場 福山市沼隈町大字下山南字西ノ迫25-21ほか	
	使用可能施設	沼隈運動場
	問合せ窓口	公益財団法人福山市スポーツ協会 沼隈体育館
	電話番号	084-987-5880
	備考	ドローンの飛行訓練で使用する場合は全面利用としてください。 問合せ先へ事前相談が必要です。

5	大佐山運動公園野球場 福山市新市町大字新市2019-1	
	使用可能施設	大佐山運動公園野球場
	問合せ窓口	公益財団法人福山市スポーツ協会 新市スポーツセンター
	電話番号	0847-52-2222
	備考	ドローンの飛行訓練で使用する場合は全面利用としてください。 問合せ先へ事前相談が必要です。

府中市



1	DDD.labo(スリーディーラボ) 府中市府川町230番地1 道の駅びんご府中
使用可能施設	交流テラス内
問合せ窓口	①DDD.labo(スリーディーラボ) ②府中市政策企画課
電話番号	①0847-54-2091 ②0847-43-7239
備考	3Dプリンタやレーザーカッターなどデジタルものづくりも体験，実践できます。

2	府中市羽高湖サン・スポーツランド・羽高湖森林公園 府中市諸毛町3000番地
使用可能施設	多目的グラウンド(羽高湖サン・スポーツランド) 多目的広場(羽高湖森林公園)
問合せ窓口	①府中市羽高湖サン・スポーツランド&森林公園管理事務所 ②府中市まちづくり振興公社(両施設指定管理者) ③府中市商工労働課(サン・スポーツランド市担当課) ④府中市農林課(森林公園市担当課)
電話番号	①0847-49-0339 ②0847-41-5055 ③0847-43-7190 ④0847-43-7131
備考	標高が高いため，高低差，低温による電圧低下やバッテリーエラー等に注意してください。

3	府中市生涯学習センター フリースポーツ広場(3階) 府中市府中町27番地1
使用可能施設	府中市生涯学習センター フリースポーツ広場(3階)
問合せ窓口	府中市教育委員会教育政策課
電話番号	0847-43-7176
備考	学校体育館ほど天井が高くないので注意してください。

4	元第四中学校グラウンド 府中市木野山町79番地ほか
使用可能施設	元第四中学校グラウンド
問合せ窓口	府中市財政課
電話番号	0847-43-7245
備考	廃校となった中学校跡地で，元校舎は介護施設として使用中です。グラウンドの使用に関して，法人と相談が必要です。

5 府中市中須グラウンド 府中市中須町1462番地1	
使用可能施設	府中市中須グラウンド
問合せ窓口	①府中市地域振興課 ②施設予約 府中市生涯学習センター
電話番号	①0847-43-7251 ②0847-41-8977
備考	周辺に住宅があるため注意してください。使用の内容・目的等によっては必要な条件を付したり、禁止することがあります。

6 府中市立総合体育館 府中市土生町416番地4	
使用可能施設	府中市立総合体育館
問合せ窓口	①府中市地域振興課 ②施設予約 府中市立総合体育館
電話番号	①0847-43-7251 ②0847-41-8500
備考	使用の内容・目的等によっては必要な条件を付したり、禁止することがあります。

7 府中市桜が丘グラウンド 府中市桜が丘三丁目4番地1	
使用可能施設	府中市桜が丘グラウンド
問合せ窓口	①府中市地域振興課 ②施設予約 府中市生涯学習センター
電話番号	①0847-43-7251 ②0847-41-8977
備考	使用の内容・目的等によっては必要な条件を付したり、禁止することがあります。

8 府中市南の丘体育館 府中市土生町399番地9	
使用可能施設	府中市南の丘体育館
問合せ窓口	①府中市地域振興課 ②施設予約 府中市立総合体育館
電話番号	①0847-43-7251 ②0847-41-8500
備考	使用の内容・目的等によっては必要な条件を付したり、禁止することがあります。

9 府中市古府の森スポーツグラウンド 府中市府中町400番地1	
使用可能施設	体育館, グラウンド
問合せ窓口	①府中市地域振興課 ②府中市生涯学習センター
電話番号	①0847-43-7251 ②0847-41-8977
備考	使用の内容・目的等によっては必要な条件を付したり、禁止することがあります。

神石高原町



1	帝釈峡スコラ高原 神石高原町相渡2167
使用可能施設	屋外グラウンド，コスモドーム（屋内）
問合せ窓口	帝釈峡スコラ高原 ドローン専用ダイヤル
電話番号	090-9065-0180
備考	標高が高いため，高低差，低温による電圧低下やバッテリーエラー等に注意してください。

2	神石高原ティアガルテン 神石高原町上豊松72-8
問合せ窓口	神石高原ティアガルテン
電話番号	0847-82-2823
備考	標高が高いため，高低差，低温による電圧低下やバッテリーエラー等に注意してください。

笠岡市

1	笠岡地区農道離着陸場(笠岡ふれあい空港) 笠岡市カプト西町91
使用可能施設	笠岡地区農道離着陸場（笠岡ふれあい空港）
問合せ窓口	笠岡市農政水産課
電話番号	0865-69-2143
備考	事前に使用申請書の提出が必要です。




実証実験で活用の可能性を拡大



実証実験事例

ドローンの活用には、様々な規制や技術的な課題が多くあります。備後圏域では、実証実験によって更なるドローンの活用可能性を検討しています。これまでの取組事例の一部を紹介します。

物資輸送実証実験	府中市
	<p>「心肺停止者を救助するため、無人航空機にAEDを搭載し、救助現場へ運搬」を想定した実証実験を実施しました。（府中商工会議所主催の「ドローンを使ったビジネスアイデアコンテスト」で最優秀賞となった地元府中高校生のアイデアを採用） 株式会社AileLinX社製の無人航空機に重量3kgのAEDを搭載して、事前にプログラムされたルートを自動飛行させました。</p>
実施日	2019年（平成31年）2月27日
場 所	府中市総合体育館→土生町河川敷
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・府中市企画財政課（現政策企画課） ・ふちゅう大学誘致の会 ・株式会社AileLinX

規制高度である地表150m以上の空域を含むレベル3の飛行実証試験	府中市
	<p>ドローンによる設備巡視点検高度化や新たな事業の創出を目的に、送電線の巡視を目的とした実証試験を実施しました。本飛行は、政府の「空の産業革命に向けたロードマップ」に定められた飛行レベル3にあたり、地表150m以上の空域を含むものとしては国内初となりました。</p>
実施日	2020年（令和2年）11月26日
場 所	府中市諸毛町
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・グリッドスカイウェイ有限責任事業組合 ・東京電力パワーグリッド株式会社 ・中国電力ネットワーク株式会社

サーマルカメラ搭載ドローンによる夜間撮影実証実験

神石高原町



最新のサーマルカメラをドローンに搭載し、夜間撮影実証を行い、画角や鮮明度等の確認とその優位性について検証しました。また、夜間自動飛行による撮影において、獣害対策への有効性についての検証を行いました。

実施日 2021年（令和3年）9月14日～16日

場所 神石高原町内

実施主体 神石高原町未来創造課

高高度飛行及び長距離飛行の実証実験

神石高原町



災害対応におけるドローンを活用した性能実証実験として、高高度1,000m飛行及び長距離飛行の実証実験を実施しました。5.7GHz帯でドローン機体操縦・画像転送・データ転送を実現した国内初の実証実験となりました。

実施日 2021年（令和3年）11月15日～17日

場所 神石高原町内

実施主体 神石高原町未来創造課

「空飛ぶクルマ」衝突防止自動管制技術の実証試験

福山市



「空飛ぶクルマ」の飛行を実現するため、飛行時における衝突防止自動管制技術「AURORA」をドローンシステムに搭載し、衝突回避試験と、20km圏内で飛行する航空機を、MR（仮想世界と現実世界を融合）技術を用いて見える化する実証実験を実施しました。

実施日 2022年（令和4年）2月3日

場所 福山市内海町

実施主体 株式会社FaroStar

ドローンシェアリングに関する実証実験

福山市



ガソリンスタンドにおいて、企業向けにドローンの貸出を行い、利用者のニーズやビジネス性を検証する実証実験を実施しました。

実施日 2022年（令和4年）1月17日～28日


場所 福山市大門町

実施主体 ツネイシCバリューズ株式会社
ENEOSホールディングス株式会社
株式会社センシンロボティクス



実証実験の支援

ドローンを活用した実証実験支援制度を紹介します。

実証実験まるごとサポート事業		福山市	
 <p>そのアイデア、福山で実験。</p> <p>広島県福山市 実証実験まるごと サポート事業</p>	福山市をフィールドにドローンを活用した新しいサービス等の実証実験を民間企業から募集し、実施場所の調整や、PR等を支援しています。		
	実施日	2018年（平成30年）9月13日～	
	場 所	福山市内	
	実施主体	福山市デジタル化推進室	



安全に、安心して飛行できる備後圏域



BINGO
DRONE FLIGHT
GUIDANCE



びんごドローンフライトガイド
備後圏域連携協議会

【事務局】

福山市企画財政局企画政策部企画政策課
〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号
電話：084-928-1012